

## 総合型地域スポーツクラブ上川ネット規約

### (名 称)

第1条 この会は、総合型地域スポーツクラブ上川ネット（以下「上川ネット」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 上川ネットは、上川管内の総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）相互の連携協調を図り、地域に根ざした生涯スポーツの発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 上川ネットは、前条の目的達成のため、つきの事業を行う。

- (1) クラブ相互の交流、連絡、調整、協力、情報交換に関すること。
- (2) 全道関係組織との連携に関すること。
- (3) 関係諸機関との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要と認める事項。

### (構 成)

第4条 上川ネットは、第2条に規定する目的に賛同するクラブをもって構成する。

### (会 議)

第5条 会議は、前条に規定するクラブから1名以上の出席者をもって構成する。

2 会議は、役員の選出、年度の方針、事業、予算、決算、規約の改正、その他運営事項を審議決定する。

3 会議の決議は、前条に規定するクラブの過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (役 員)

第6条 上川ネットに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、上川ネットを代表し、会務を総括する。
- (2) 会長は、必要に応じ会議を招集し、会議の議長となる。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代表する。
- (4) 監事は、上川ネットの会計を監査する。

### (会 計)

第7条 上川ネットの経費は、年会費及びその他の収入をもって充てる。

2 年会費は、1クラブ5,000円とする。

3 上川ネットの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

### (事務局)

第8条 上川ネットの事務処理のため、事務局を公益財団法人旭川市スポーツ協会内に置く。

### (その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、上川ネットの運営について必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

### 附則

この規約は、平成27年3月5日から施行する。

### 附則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。